

業務区分と従事できる工事業の考え方

- ① 在留資格上の業務区分は、**作業の性質をもとにした分類**であり、**作業現場の種類による分類ではない**。
 従事する作業については、**現場を問わず実施可能**。
 元請け企業においては、**下請け企業との請負契約による工事(作業)**に携わる際に適した在留資格であることを確認【参考1】

② 各在留資格で実施できる工事の範囲は【参考2】のとおり。

※実際に従事させる場合には、雇用契約上、業務範囲を明確にし、同等の技能を有する日本人と同等以上の報酬となるよう留意が必要。

<【参考1】特定技能外国人の現場入場イメージ>



請負契約による工事(作業)に適した在留資格であれば、どの現場でも入場可能

土木現場



建築現場



ライフライン・
設備現場



<【参考2】各在留資格で実施できる工事の範囲>

